

令和7年度和泉市地域防災訓練起震車体験業務委託に係る 公募型指名競争入札実施要領

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度和泉市地域防災訓練起震車体験業務委託

(2) 業務概要

- ① 起震車の設置、及び実演に関する業務
- ② 起震車実演中の安全管理に関する業務

(3) 委託場所

和泉市立北池田中学校内

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和7年11月7日

(5) 入札予定価格

497,200 円(税抜き 452,000 円)

(6) 仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

配布期間:入札公表から令和7年5月21日(水)

<配布資料>

特記仕様書、公募型指名競争入札参加申請書、実績報告書、業務委託契約書案、質疑書、入札書、辞退届、各種要綱、指定封筒の作成について、郵便入札注意事項及びチェックシート、暴力団排除に関する誓約書、委任状、使用印鑑届

<和泉市公式ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の(1)(2)いずれかの条件を満たし、(3)～(9)の全てに該当すること。

- (1) 和泉市における令和6・7年度の入札参加資格を有していること。
- (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は、公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類(各種証明書は発行日より3か月以内)を提出すること。
 - ① 印鑑登録証明書 ※写し
 - ② 商業登記簿謄本(登記事項証明書) ※写し
 - ③ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④ 国税の納税証明書「その3の3」 ※写し
 - ⑤ 市税の納税証明書 ※写し ※和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合のみ要
 - ⑥ 委任状(受任者をたてる場合)
 - ⑦ 使用印鑑届
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないこと。
- (5) 国税及び市税(和泉市内に本店、支店、営業所等が存在する場合)の未納がないこと。

- (6) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (7) 本市の指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。
- (8) 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に遂行できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間:令和7年4月23日(水)~5月21日(水)16時まで
- (2) 提出先:和泉市役所都市デザイン部建築・開発指導室
(土日を除く平日8時45分~17時15分)
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 本館4階
- (3) 提出書類:
 - ・ 公募型指名競争入札参加申請書(指定様式)
 - ・ 担当者名刺及び、2(2)に該当する者は、(2)①~⑧
 - ・ 実績報告書(指定様式)
- (4) 提出方法:直接持参または郵送(簡易書留)とする。
※郵送(簡易書留)の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

4. 通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札に係る参加資格通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

- (1) 通知日時:令和7年5月22日(木)17時まで
- (2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

- (1) 提出期限:令和7年5月26日(月)16時まで
- (2) 提出書類:質疑書
- (3) 提出方法:電子メール(kenkai@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。
※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- (1) 通知日時:令和7年5月28日(水)17時まで
- (2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

要(ただし、和泉市財務規則第90条第2号又は第3号に該当する場合は免除とする)

8. 入札方法

- (1) 本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要項」という。)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(以下「郵便入札参加者心得」という。)を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。
- (3) 入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任するため、選任された場合は立合わせることに。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。
- (4) 入札書記入
入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定
入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ず、当該入札参加者が選定した入札立会人により抽選を行うものとする。
- (6) 入札(開札)回数は1回とする。

9. 書類の提出方法

- (1) 提出書類
 - ① 入札書(市ホームページからダウンロード)
- (2) 提出方法
入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。
 - ① 次のいずれかの方法で郵送すること
 - ア、一般書留
 - イ、簡易書留
 - ② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること
 - ア、配達日指定郵便
 - イ、配達時間帯指定郵便(配達時間帯の区分が「午前 8 時から午前 12 時まで」であること)

10. 配達指定日

令和 7 年 6 月 6 日(金)

「9. 書類の提出方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

11. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 6 月 11 日(水)午後2時00分

(2) 場所

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 別館 3階 3-4会議室

12. 契約書作成の要否

別紙『契約書案』及び仕様書参照

13. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

要(和泉市財務規則第104条第3号又は第4号に該当する場合は免除とする)

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。
正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第 95 条の 2 第 2 項の規定により、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。詳細は仕様書参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第 8 条に記載

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 都市デザイン部建築・開発指導室

TEL:0725(99)8141

FAX:0725(43)1348

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール:kenkai@city.osaka-izumi.lg.jp

＜参考＞

和泉市財務規則

（入札保証金の納付の免除）

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1）入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3）入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金の納付の免除）

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1）契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3）契約の相手方が過去 2 年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4）契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （5）法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- （6）公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- （7）随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （8）本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。